

建設業法に規定する主たる営業所が香川県内にある国土交通大臣許可業者で、香川県に建設工事の入札参加資格申請をしようとする方は、この要領に従い申請書を作成していただくとともに、必ず香川県の審査を受けてください。

目次

- 1、令和3年度の審査日程について
- 2、提出書類について
- 3、提示・確認書類について
(申請書類及び申請書類記載例は、別紙のとおり)

<審査までの流れ>

① 審査の予約をする

○予約先→土木監理課契約・建設業グループ 建設業担当

TEL 087-832-3507

受付時間 8時30分から17時15分

予約時確認事項 ・ 審査希望日時 ・ 許可番号 ・ 商号又は名称 ・ 電話番号

○審査希望日の前月から予約が可能です。

Exa) 6月2日に予約をしたい→5月6日から予約可能です。

11月5日に予約をしたい→10月1日から予約可能です。

○行政書士に手続きを依頼する場合は、担当行政書士を通じて予約してください。

② 申告書、確認書類等の準備

③ 県庁の本館12階の審査会場に、申告書と提示・確認書類等を持参し、審査を受ける

※ 審査日程及び審査会場は、県知事許可業者を対象とする経営事項審査と同じ日程、同じ会場です。(2P参照)

※ なお、郵送による審査は、受け付けていません。

1、令和3年度の審査日程について

審査月／区分	業者が直接持参する場合	行政書士が持参する場合
4月 (決算期 10月・11月)	8日(木) 9日(金) 12日(月)	13日(火) 14日(水) 15日(木) 16日(金)
5月 (決算期 12月)	6日(木) 7日(金) 10日(月)	11日(火) 12日(水) 13日(木)
6月※ (決算期1月)	1日(火) 2日(水)	3日(木) 4日(金)
7月 (決算期2月)	5日(月) 6日(火)	7日(水) 8日(木)
8月※ (決算期3月)	2日(月) 3日(火)	4日(水) 5日(木) 6日(金)
9月 (決算期4月)	1日(水) 2日(木) 3日(金)	6日(月) 7日(火) 8日(水)
10月 (決算期5月)	4日(月) 5日(火) 6日(水)	7日(木) 8日(金) 11日(月) 12日(火)
11月 (決算期6月)	1日(月) 2日(火) 4日(木) 5日(金) 8日(月)	9日(火) 10日(水) 11日(木) 12日(金) 15日(月) 16日(火)
12月 (決算期7月)	1日(水) 2日(木) 3日(金)	6日(月) 7日(火) 8日(水) 9日(木) 10日(金)
1月 (決算期8月)	5日(水) 6日(木)	7日(金) 11日(火) 12日(水)
1月 (決算期9月)	13日(木) 14日(金) 17日(月)	18日(火) 19日(水) 20日(木)

- ・香川県知事許可業者を対象とする経営事項審査と同じ日程、会場で審査を行います。
- ・原則として、区分に応じた日程で予約してください(ただし予約状況により、区分を超えて調整する場合があります)。
- ・**1月20日(木)(最終日)に書類不備等により審査が完了しない場合、年度内に追加の審査は行いません**ので、早めに受審し、必ず期間内に審査が完了するようにしてください。

○予約先 香川県土木部土木監理課 建設業担当

TEL : 087-832-3507 受付時間 : 8:30~17:15

○審査場所 県庁本館12階第6会議室

※6月は県庁本館12階第7会議室、8月は12階第2会議室です。ご注意ください。

○審査時間 午前 : 9:30~ 10:00~ 10:30~ 11:00~

午後 : 13:30~ 14:00~ 14:30~ 15:00~

2、提出書類について

香川県への提出書類	提出部数
技術評価点数算定基礎申告書①② (香川県様式)	各1部

※「貸借対照表」の「Ⅱ固定資産 (1)有形固定資産 機械・運搬具 減価償却累計額」に県の審査済印を求める場合は、決算変更届(原本)または当該ページの写しを持参してください。

3、提示・確認書類について

○以下の提示書類・確認書類の準備をお願いします。

○表中にチェック項目を設けていますので、書類準備の際にご利用ください(提出は不要です)。

○「(原本)」と指定していない場合、写しの提示で構いません。

チェック	項番等	確認書類	備考
<input type="checkbox"/>	技術評価点数算定基礎申告書①②	決算変更届(原本)	・商号・名称、経審審査基準日、許可番号を確認します。
<input type="checkbox"/>	技術評価点数算定基礎申告書① 【雇用者数】	『常勤確認書類』 ①～⑤のいずれかの書類のことをいいます。原則として、①により確認します。 ①申請時点直前の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書 【社会保険適用除外の業者や、高齢等の理由のため①では氏名を確認できない場合】 ②住民税特別徴収額の通知書・変更通知書 ③厚生年金保険70歳以上被用者該当・不該当届 ④厚生年金保険70歳以上算定基礎・月額変更・賞与支払届 ⑤所得税の確定申告書	・審査基準日における、 建設業に携わる県内営業所に常勤の雇用者数(役員も含む) を確認します。 ・多数の雇用者が在籍している場合、速やかに確認できるよう、印や番号を記載しておいてください。 ・結婚等により姓が変わっている場合は、原則として公的機関が発行する改姓が確認できる書類(戸籍抄本等)を準備してください。 ・⑤所得税の確定申告書は、確定申告申請者本人に加えて、専従者の『常勤確認書類』として提示できます。
<input type="checkbox"/>	技術評価点数算定基礎申告書① 【機械・運搬具】	①②”全ての”書類 ①決算変更届(原本) ②審査基準日を含む事業年度の法人税又は所得税に係る確定申告書類一式	・原則として、②中の書類「別表十六(二)定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」で機械・運搬具の残存価格を確認します。 これにより確認できない場合、追加で書類の提示を求めることがあります。

チェック	項番等	確認書類	備考
□	技術評価点数算定基礎申告書① 【ISO規格等の認証取得】	<ul style="list-style-type: none"> ・ISO規格の登録証(建設業法上の従たる営業所がある場合、附属書等の対象事業所が記載された書面を含む) ・エコアクション21認証・登録証 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日が有効期間に含まれていることが必要です。 ・エコアクションは入札参加資格を得ようとする営業所及び建設業を対象とし、かつ審査基準日時点で有効なものが必要です。
□	技術評価点数算定基礎申告書① 【「舗装工事業」の申請】	<p>【舗装施工管理技術者の人数について】 ①②の“全ての”書類</p> <p>①(一社)日本道路建設業協会が発行する舗装施工管理技術者資格者証(審査基準日時点で有効なもの)</p> <p>②『常勤確認書類』(雇用者数確認時と同じもの)</p> <p>【舗装用機械の保有状況について】 ①、②又は②’、③の“全ての”書類</p> <p>①売買契約書、リース契約書又は販売証明書</p> <p>〈継続して計上する舗装用機械〉</p> <p>②特定自主検査記録表(アスファルトフィニッシャーについては不要) ※「総合テスト」の項目が記載されているページ(2枚目以降)も含まれます。</p> <p>〈新規に計上する舗装用機械〉</p> <p>②’ 特定自主検査実施経歴書等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新車の場合 特定自主検査実施時期証明書など(販売店が第1回の検査時期を示した書類) →型式・機体番号を記載している部分も必要です。 ・中古の場合 審査基準日から遡って1年以内に特定自主検査を実施していることがわかる書類(前所有者による②の写し) <p>③機械の規格が分かる書類(カタログ等の主要諸元が掲載されているもの)</p>	<p>【舗装施工管理技術者の人数について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香川県内の営業所で建設業に従事する職員のうち、審査基準日現在の有資格者について提示してください。合格通知書のみでは認められません。 <p>【舗装用機械の保有状況について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース契約の場合、審査基準日から1年7か月以上の契約期間を有するリース契約(1年7か月未満の契約期間で自動延長文言が記載されているものを含む。)があることが必要です。 審査基準日からリース契約の満了日までが1年7か月未満の場合、リース終了後に延長するか買い取る旨の申立書(経営事項審査ホームページ「参考様式」に記載有り。)を提出してください。なお、当該申立書を提出したにも関わらずリース契約を解約すると、虚偽申請とみなす場合があります。 ・審査基準日において特定自主検査記録表の有効期間が切れている場合は加対象となりません。 ・特定自主検査記録表の総合テストの検査結果が「不良」など、建設機械が稼働困難な場合には、別に修理証明書等が必要です。 ・特定自主検査記録表の型式及び製造番号が一致していない場合(明らかな誤記を除く)は加対象外となります。 ・古い建設機械のため③が無い場合は、インターネットにおける中古売買サイトの諸元情報や先行機種・後継機種のカタログ

チェック	項番等	確認書類	備考
			等、参考になる資料を提示してください。
		【加点対象となる建設機械について】	
		アスファルトフィニッシャ	舗装幅(伸縮式最大)2.4m 以上
		マカダムローラ	質量 10t 以上 ※「質量」は、機械質量+タンク容量(1ℓ=1kg)+55kg とします。
		タイヤローラ	質量 8t 以上 ※「質量」は、機械質量+タンク容量(1ℓ=1kg)+55kg とします。
		モータグレーダ	ブレード幅 3.1m 以上
<input type="checkbox"/>	技術評価点数算定基礎申告書① 【障害者雇用の状況】	【雇用状況の報告義務が有る場合】 障害者雇用状況報告書(写し)を提出してください(雇用者数が0人の場合も提出してください。) 【雇用状況の報告義務が無い場合】 ①②“全ての”書類 ①障害者雇用の対象者であることの確認書類(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳) ②『常勤確認書類』(3P参照)	【障害者雇用義務が有る場合】 ・障害者雇用状況報告書については、 審査基準日直前の6月1日現在 に関する報告で、公共職業安定所の直近の受付印があるものを提出してください。 ※オンラインによる提出(電子申請)の場合、申請届出書を提出した後に表示される到達番号や問い合わせ番号等の画面コピーを障害者雇用状況報告書と併せて提出してください。 ・ 加点対象は審査基準日時点の障害者雇用率(令和3年2月までは2.2%、3月以降は2.3%)を満たす数を超える数の障害者を雇用している場合です。 【障害者雇用義務が無い場合】 ・ 加点対象は、雇用保険の対象者に成り得る方又は個人事業主の同居親族のうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を有している方です。(個人事業主や法人役員は含みません。)
<input type="checkbox"/>	技術評価点数算定基礎申告書② 【若年技術職員名簿】 【若年技術者職員数集計表】	①②“全ての”書類 ①合格証等の免状(審査基準日で有効なもの) ②審査基準日の6か月超前からの恒常的雇用係を確認する書類 ②-1 『常勤確認書類』(3P参照) ②-2 6か月超前からの雇用の確認書類 ・健康保険者証もしくは雇用保険被保険者資格等確認通知書	・ 若年技術職員全ての方の合格証等免状の提示が必要です。 ※ 加点対象は、各業種4人までです。 5人目以上の技術者については記載しなくても構いません。 ※対象となる技術職員は、 技術職員コードが005、040、060、064、111～239、703、704の方です。 (経営事項審査と異なります。)